大阪発明協会知的財産セミナー（中級・商標編）

受講者募集中！

「商標権侵害の回避と否定の理論と実務」

～「商標の類似」と「商標の変更」～

商品の販売前、販売後に類似する登録商標が発見された場合、どのように対応するかは、企業の悩みどころとなっています。

このような場面に直面した場合、法律上・実務上、どのような対応策がとれるのか、「商標の変更」の方法論を中心に分かりやすく解説します。

本講座を通じて、商標調査の際の商標の類否判断のスキルもアップすることができます。

商標権侵害の要件、商標の類似に関する基本判決、商標を変更した会社の事例について説明します。そして、本講座のクライマックスとして、どのように商標を変更すれば侵害になり、または、侵害にならないかについて、黒、白、灰色に分けて、最新の裁判例に基づき解説します。

具体的には、語頭または語尾に別の語を付加する場合、別の漢字にする場合、図形を付加する場合、日本語を英語にする場合、商号商標とする場合等２０以上のバリエーションに分けて解説します。

最後に、商標権侵害を否定する方法として、商標法２６条、商標的使用の理論、権利濫用、準用特許法１０４条の３、先使用権の概要と裁判例を紹介します。

【主　　催】　一般社団法人大阪発明協会
【開 催 日】　平成 26 年 6 月 27 日（金）10:00～17:00
【開催場所】　大阪大学中之島センター　５階講義室５０７
　　大阪市北区中之島 4-3-53　06-6444-2100
【講　　師】　青木　博通　氏（ユアサハラ法律特許事務所　ﾊﾟｰﾄﾅｰ弁理士）
【定　　員】　５０名（定員になり次第締め切ります。）
【参 加 料】　会員１３，５００円（一般２１，０００円）（ﾃｷｽﾄ代、消費税 8%込）
※　2 名以上お申込みの場合、2 人目から 50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

㊟(1) ３日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。
(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の１０日前頃に郵送いたします。
(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム】

１．商標権侵害の要件と解説
２．商標の類似に関する基本判決等
３．商標を変更した会社
４．どのように商標を変更するか（成功例と失敗例）
５．商標変更のタイミング
６．商標権侵害を否定する方法

切り取り線

大阪発明協会　企画サービスグループ行き

FAX　06－6479－3930

中級向け　知的財産セミナー　申込書

2014 年 6 月 27 日開催 「商標権侵害の回避と否定の理論と実務」

申込日　平成　　年　　月　　日

会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所　〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e－mail		ご専門　（例）電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e－mail		ご専門　（例）電気機械	

※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。

お支払方法　（予納金・現金・銀行振込）

1. 請求書　（　要　　不要　）

振込先銀行　　三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
　　三菱東京ＵＦＪ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方　得意先コード

□□－□□□□－□□

会員・非会員の区別（法人会員・個人会員　　発明協会・一般）